

なんたん し しょうがいしゃさ べ つかいしょうほう

南丹市障害者差別解消法ガイドライン

みんなが^{とも}共に^く暮らすための
^{こころ}心づかいハンドブック

へいせい ^{ねん} がつかいてい
平成30年3月改訂

なんたん し
南丹市

目次

はじめに	3
1 ガイドライン策定の背景	
(1) 障害者差別解消法の成立	
(2) 現状と課題～何が差別に当たるのか～	
2 ガイドラインの目的	
3 ガイドライン利用に当たっての留意事項	
(1) 事例参照上の留意事項	
(2) 定期的な見直し	
4 対応のポイント	
しょうがい者を理由とする差別とは？	7
1 不当な差別的取扱い	
2 合理的配慮の不提供	
3 行政機関と事業者において守らなければならないこと	
4 正当な理由と過重な負担	
(1) 不当な差別的取扱いと正当な理由	
(2) 合理的配慮の不提供と過重な負担	
5 【留意事項】個人の差別的行為	
しょうがい者・事業者・市民とは？	14
1 しょうがい者	
2 事業者	
3 市民	
ガイドラインの対象分野とは？	17
1 対象分野	
2 留意事項	
(1) しょうがい者に対する情報保障	
(2) 雇用分野の取扱い	
しょうひん商品・サービス分野	20
1 不当な差別的取扱い	
2 合理的配慮の不提供	
ふくし福祉サービス分野	22

- 1 不当な差別的取扱い
- 2 合理的配慮の不提供

公共交通機関分野 24

- 1 不当な差別的取扱い
- 2 合理的配慮の不提供

住宅分野 26

- 1 不当な差別的取扱い
- 2 合理的配慮の不提供

医療分野 28

- 1 不当な差別的取扱い
- 2 合理的配慮の不提供

市民のみなさんにできること 30

障がいのあるみなさんの声を聞かせてください 30

はじめに

1 ガイドライン策定の背景

(1) 障害者差別解消法の成立

昭和56年の「国際障害者年」を契機としたノーマライゼーションの流れの中で、平成18年に国連で障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択されるなど、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが国際的に進展しています。

我が国でも、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、平成23年に障害者基本法の改正が行われ、その第4条で、「差別の禁止」が基本原則として規定されました。平成25年6月には、同法の「差別の禁止」を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました（平成28年4月施行）。これらの国内法の整備を受けて、日本は平成26年1月に障害者権利条約の締結国となりました。

(2) 現状と課題～何が差別に当たるのか～

南丹市では、障害者基本法の改正を受けて、平成30年3月に策定した「南丹市障害者計画」において、「障がいのある人もない人も ともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市」を基本理念に同計画に基づく施策を推進しています。

南丹市障害者計画（平成30年3月策定）

基本理念

障がいのある人もない人も ともに安心して暮らせる地域共生社会のまち

南丹市

計画の基本的視点

- (1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 障害福祉サービスの提供体制の充実
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
- (4) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

しかし、^{ざんねん}残念ながら、^{いぜん}依然として、^{しょう}障がいや^{しょう}障がい者に対する^{しゃ}理解不足等により、^{しょう}障がい者が^{しゃ}生活のなかで^{ふゆ}不愉快な^{おも}思いをしているほか、^{さべつ}差別を受けたと感じている^{げんじょう}現状があります。

一方で、^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう}障害者差別解消法では、^{しょう}障がいを^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別の^{きんし}禁止が^{きてい}規定されたものの、^{なに}何が^{さべつ}差別に^あ当たるのか、^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮として^{のぞ}どのような^{そち}措置が^{のぞ}望ましいのか、^{ぐたいてき}といった^{ないよう}具体的な^{あき}内容は^{しょう}明らかに^{りゆう}されていません。^{しょう}障がいを^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別を^{なくし}なくし、^{きょうせいしゃかい}共生社会を^{じつげん}実現していくためには、^{ぐたいてき}これらの^{ないよう}具体的な^{しめ}内容を^{ひつよう}わかりやすく^{しめ}示していく^{ひつよう}必要があります。

2 ^{もくてき}ガイドラインの目的

このガイドラインは、^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう}障害者差別解消法に基づいて、^{なに}何が^{さべつ}差別に^あ当たるのか、^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮として^{のぞ}どのような^{そち}措置が^{のぞ}望ましいのかなどについて^{きほんてき}基本的な^{かんが}考え方や^{ぐたいてき}具体的な^{じれい}事例等を^{きさい}わかりやすく^{しょう}記載^{りゆう}することで、^{さべつ}障がいを^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別について^{しみん}市民の^{みなさま}皆様の^{かんしん}関心と^{りかい}理解を^{ふか}深めるために^{さくせい}作成^しています。

^{さくせい}作成に^あ当たっては、^{くに}国の^{きほんてき}基本的な^{かんが}考え方が^{かた}示^{しめ}されている^{しょうがい}障がいを^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別の^{かいしょう}解消の^{ずいしん}推進に関する^{きほんほうしん}基本方針^い（以下「^{きほんほうしん}基本方針」といいます。）を^{さんこう}参考に、^{さべつ}まず^{さべつ}差別についての^{きほんてき}基本的な^{かんが}考え方を^{かた}より^{のぞ}わかりやすく^{ごうりてきはいりよ}示し、^{ぐたいてき}差別や^{じれい}望ましい^も合理的^こ配慮の^{じれい}具体的な^め事例を^め盛り込む^{さくせい}ことで、^{しみん}市民の^{みなさま}皆様により^{ぐたいてき}具体的な^{りかい}イメージをも^めって^め理解^めして^めいただく^めことを^め目指^めしています。

^{さべつ}差別の^{じれい}事例を^み見ても、^{しょう}障がいや^{しょう}障がい者に対する^{しゃ}理解不足が^{げんいん}原因と思われ^{おも}ることが^{すく}少なく^{すく}ありません。「^し知らないこと」、「^しわからないこと」を^{さべつ}差別につなげない^{しょう}ように、^{りゆう}障がいを^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別について^{りかい}の理解を^{ふか}深め、^{さべつ}差別を^{みぜん}未然に^{ぼうし}防止^{ぼうし}することを、このガイドラインは^め目的として^めいます。

もし、^{さべつ}差別と思われ^{おも}る出来事^{できごと}が^お起きた^{さい}際にも、^{かんが}どうすれば^{たいわ}いいの^{りかい}かを^{りかい}考え、^あ対話し、^あ理解し^あ合う^あきっかけに^あこのガイドラインを^{かつよう}ご活用^あください。

ガイドラインは、「^{りかい}理解し^あ合うこと」、「^{たいわ}対話^{かんが}すること」、「^{かんが}考^あえること」の^{ていきょう}きっかけを^あ提供^あする^あものです。

^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう}障害者差別解消法は、^{しょう}障がい者と^{しょう}障がいの^{ひと}ない^あ人が^{そうごりかい}理解し^あ合うこと（^{そうごりかい}相互理解）により、^{きょうせいしゃかい}共生社会の^{じつげん}実現^めを目指^めしています。

^{しょう}障がいを^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別を^{なくす}なくすためには、^{しょう}障がい者も、^{しょう}障がいの^{ひと}ない^{しみんぜんたい}人も、^{とりく}市民全体で^{すす}取組み^{ひつよう}を進めて^{ひつよう}いくことが^{ひつよう}必要^{ひつよう}です。

^{げんざい}現在、^{しょう}障がいの^{ひと}ない^{ひと}人も、^{びょうき}病気や^{じこ}事故、^{こうれいか}高齢化により、^{にちじょうせいかつ}日常生活や^{しゃかいせいかつ}社会生活で^{ふべん}不便^{かん}を感じ、^{さまざま}様々な^{はいりよ}配慮^{ひつよう}を^{かんが}必要^{かんが}とする^{かんが}ことも^{かんが}考え^{かんが}られます。また、^{ユニバーサルデザイン}ユニバーサルデザインなど、^{しょう}障がい

者に対する配慮は、すべての人に使いやすい工夫や配慮につながります。障がい者を理由とする差別をなくす取組みを進めることは、誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていくこととなります。

よって、ガイドラインは、市民全体で、障がい者を理由とする差別をなくすことを考えていくために作成しています。

3 ガイドライン利用に当たっての留意事項

(1) 事例参照上の留意事項

ガイドラインに記載されている事例はあくまでも例示であり、記載された事例がすべてではありません。不当な差別的取扱いとなりうる事例に記載されていないものは差別ではないということではありません。また、記載されている事例であっても、差別に当たるかどうかは、個別の事案ごとに判断する必要があります。

合理的配慮は障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個性の高いものですので、ガイドラインでは望ましい合理的配慮の事例を記載していますが、一律に必ず実施することを求めるものではありません。また、望ましい合理的配慮として記載されている事例以外にも合理的配慮に該当するものがあります。

(2) 定期的な見直し

今後、ガイドラインは、国の動向等を含め、状況の変化等に応じて適切に見直しを行います。また、ガイドラインに記載する事例についても、実際の相談における対応事例を積み上げて、よりわかりやすいガイドラインとなるように、充実を図っていきます。

4 対応のポイント

障がい者を理由とする差別をなくすためには、次のことが対応のポイントとなります。

【望ましくない対応例】何の説明や検討もなく、対応しない。

- 障がいの特性や求める内容は様々ですので、まずは、障がい者が求めている内容を聞いて、何ができるのか、考えてください。
- もし、求めている内容がすぐには対応できない場合は、代替手段がないか、検討してください。
- 対応できない場合でも、その理由を説明し、理解を得るように努めることが求められます。

【望ましくない対応例】言わなくても察してほしい、何としてもやってほしい。

- 障がいの特性や求める内容は様々ですので、障がい者（家族等を含む）の側から、具体的に求めている内容を伝えてください。
ただし、求めている内容が明らかな場合には、自主的に対応することが望めます。
- また、正当な理由や過重な負担があるため、対応できないこともあります。

【望ましい対応例】話し合い、何ができるのか、お互いに考えましょう。

- 建設的な対話を行うためには、それぞれが持っている情報（障がいの状態や提供できるサービス内容等）や意見を相手方に示すことが重要です。その上で、相手方の意見を否定するのではなく、理解し合えるように話し合い、何ができるのか、お互いに考えていくことが望めます。

障がい者を理由とする差別とは？

障害者差別解消法では、「障がい者を理由とする差別」を2つに分けて、考えています。

障がい者を理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

1 不当な差別的取扱い

障がい者を理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【基本的な考え方】

- 「商品やサービス等の提供を拒否する」とは、商品やサービス、各種機会の提供を拒否することです。
「商品やサービス等の提供を制限する」とは、提供に当たって場所・時間帯などを制限することです。
「商品やサービス等の提供に条件を付ける」とは、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることです。
- 「障がい者を理由として」には、直接障がい者を理由とする場合だけではなく、障がいに関連する事由（車いす、補助犬その他の支援器具等の利用、介助者の付添い等の社会的不利を補う手段の利用等）を理由とする場合も含まれます。
- 障がい者を障がいのない人と比べて優遇すること（雇用率制度などの積極的差別是正措置）、障がい者に対して合理的配慮の提供により障がいのない人と異なる取扱いをすること、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、「不当な差別的取扱い」には当たりません。

2 合理的配慮の不提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【基本的な考え方】

- 「合理的配慮」は、障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個別性の高いものです。
障がい者が置かれている状況を踏まえて、代替手段の選択も含め、当事者間の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要があります。
さらに、「合理的配慮」の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わってきます。
- 「合理的配慮」の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮する必要があります。
- 「合理的配慮」は、行政機関や事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。
- 「意思の表明」は、手話を含む言語だけでなく、点字、音声、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、触覚などのコミュニケーション手段（通訳によるものを含みます。）により、行われます。
また、「意思の表明」には、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含みます。）等により障がい者本人の意思の表明が困難な場合に、障がい者の家族、介助者、支援者等コミュニケーションを支援する人が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。
- 障がい者（その家族、介助者、支援者等を含みます。）から、合理的配慮を求める意思の表明がなかった場合は、「合理的配慮の不提供」にはあたりませんが、配慮を必要としていることが明らかな場合には、障がい者と話し合い、適切な配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることが望まれます。

3 行政機関と事業者において守らなければならないこと

不当な差別的取扱いは、都道府県・市町村等の行政機関も事業者も禁止され、してはいけないこととなります。

一方、合理的配慮は、行政機関は法的義務ですが、事業者における合理的配慮の提供は努力義務です。

	行政機関	事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	努力義務 (行うよう努めなければなりません)

※ 行政機関には、都道府県や市町村だけでなく、独立行政法人や公立学校も含まれます。

障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

4 正当な理由と過重な負担

問 障がい者に対して、サービスの提供を拒否することや合理的配慮の提供を行わないことは、どんな場合でも、「障がいを理由とする差別」になるのですか？

答 サービスの提供の拒否等に「正当な理由」がある場合は、「不当な差別的取扱い」には当たりません。

合理的配慮の提供を求められた側に、「過重な負担」が生じる場合は、「合理的配慮の不提供」には当たりません。

(1) 不当な差別的取扱いと正当な理由

正当な理由が存在する場合、つまりサービスの提供の拒否等が客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は、不当な差別的取扱いに該当しません。

正当な理由の判断に当たって

問 障がい者や他の利用者の生命に危険が及んでしまう場合、老朽化した建物で構造的に改修できない場合は、正当な理由と考えられますか？

答 上記のような場合が考えられるところですが、正当な理由かどうかは、個別の事案ごとに、判断する必要があります。

- 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方（行政機関や事業者）の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても当該取扱いがやむを得ないと納得を得られるような客観性を備えたものでなければなりません。

正当な理由があると判断した場合には、相手方は障がい者にその正当な理由を具体的に説明すること、理解を得るように努めることが求められます。

- 正当な理由は、障がい者、事業者、第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）や相手方の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の点から、総合的・客観的に判断する必要があります。

(2) 合理的配慮の不提供と過重な負担

合理的配慮の提供を求められた側に、「過重な負担」が生じる場合は、「合理的配慮の不提供」には当たりません。

過重な負担の判断に当たって

問 経済的コストや従業員体制上の負担が大きいことは、過重な負担と考えられますか？

答 上記のようなことが考えられるところですが、過重な負担かどうかは、個別の事案ごとに、判断する必要があります。

- 過重な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要があります。
また、事業者の規模や配慮に当たって求められる専門性や技術水準、事業の本質的内容を変更するようなものでないかどうかとも考慮する必要があります。
- 過重な負担は、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況等の点から、総合的・客観的に判断する必要があります。

5 【留意事項】 個人の差別的行為

とい となり す ひと しょう い
問 隣に住む人から、障がいのことで、ひどいことを言われましたが、
しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しょう りゆう さべつ あ
障害者差別解消法における障がいを理由とする差別に当たりますか。

こたえ しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう ぎょうせい かん じ ぎょうしゃ たいしょう じ ぎょうしゃ
答 障害者差別解消法は、行政機関や事業者を対象にしており、事業者
いっばんしじん こうい こじん しそう げんろん ほう きせい
でない一般私人の行為や個人の思想や言論は、法による規制にはなじま
かんが たいしょう
ないと考えられることから、対象とされていません。

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう だい じょう こくみん せきむ どうほう
しかしながら、障害者差別解消法第4条「国民の責務」にあるように、同法
ひと しょう りゆう さべつ もと
はすべての人に、障がいを理由とする差別をなくしていくことを求めており、
こじん さべつ けいこうい ほう しゅし はん
個人の差別的行為は、法の趣旨にも反しているといえます。

なに ひとり しょう しょう しゃ たい りかい ふか
何よりも、一人ひとりの障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが、
しょう りゆう さべつ しょう しゃ さべつ
障がいを理由とする差別をなくすことにつながります。障がい者が、差別な
りよう ほか りようしゃ りかい きょうりよく もと
く、サービスを利用するためには、他の利用者の理解や協力が求められます。
じ ぎょうしゃ こじん こうせい こじん かんが じぎょう はんえい
また、事業者もつきつめれば個人から構成され、個人の考えが事業に反映さ
しみん みなさま りかい ふか
れるといえます。よって、ガイドラインは、すべての市民の皆様の理解を深め
もくてき さくせい
ることを目的に、作成しています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

もくてき (目的)

だい じょう ほうりつ しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう きほんてき りねん
第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念に
のっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人とし
てその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏
まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事
業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障
害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔て
られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するこ
とを目的とする。

こくみん せきむ (国民の責務)

だい じょう こくみん だいいちじょう きてい しゃかい じつげん うえ しょうがい りゆう さべつ かいしょう
第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が
重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めな
ければならない。

さんこう さべつ かん きてい 【参考】差別に関する規定

しょうがいしゃけんりじょうやく 障害者権利条約

だい じょう じょうやく てきやうじょう りやく しょうがい もと さべつ しょうがい もと
第2条 この条約の適用上、(略)「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる
くべつ はいじよまた せいげん せいじてき けいざいてき しゃかいてき ぶんかてき しみんてき た
区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる
ぶんや ぶんや た もの びやうどう き そ すべ じんけんおよ きほんてきじゆう にんしき きやうゆう
分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有
し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づ
く差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由
を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、
とくてい ばあい ひつよう かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちやうせい
特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重の負担を課さ
ないものをいう。

しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法

さべつ きんし (差別の禁止)

だい じょう なんびと しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう さべつ た けんりりえき
第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を
しんがい こうい
侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴
ふたん かじゆう じつし ひつよう おこた せんこう きてい いはん
う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなら
ないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

障がい者、事業者、市民とは？

1 障がい者

障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）

その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことです。

よって、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を持っていない人も含まれます。また、年齢による制限はありませんので、18歳未満の障がい児も対象です。

なお、社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることとがらを指します。社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）だけでなく、慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化等）や観念（障がい者への偏見等）も含まれます。

障害者差別解消法

第2条 1 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

2 事業者

事業者とは、商業その他の事業を行う者で、個人が法人・団体か、営利目的

か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者の

ことです。よって、事業者には、個人事業者、社会福祉法人や特定非営利活動

法人といった非営利事業者も含まれます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

だい じょう じぎょうしゃ しょうぎょう た じぎょう おこな もの くに どりつぎょうせいほうじんとう ちほうこうきょう
第2条 7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共
だんたいおよ ちほうどりつぎょうせいほうじん のぞ
団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

3 市民

このガイドラインで、市民とは、南丹市内に住み、働き、学ぶすべての人、市内
に事務所や事業所がある法人や団体のことです。

よって、市民には、障がい者も、障がいのない人も、事業者も含まれます。

【参考】障がいをどのように考えるか、社会モデルの考え方へ

現在の障がいのとらえ方は、社会モデルと呼ばれる考え方が基本になっています。

それは、障がい者が、日常生活や社会生活の中で不便を感じるのは、その人に障がいがあるからではなく、不便を生み出しているのは社会の側であり、問題の解決のためには社会が変わらなければならないとする考え方です。

そのため、障がい者とは、障がいがあって、「障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」と定義されています。社会的障壁には、施設や設備といったものだけでなく、慣行や観念といった人々の意識的なものも含まれます。

そういった意識が、社会における事物や制度を生む原因になっていると考えます。

しかしながら、現実の社会を変えていくことは、一挙にはできないことも事実です。大事なのは、社会モデルの考え方に基づき、社会のあり方を変えようと努力し続けることではないでしょうか。そして、障がいの問題を、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえることではないでしょうか。

障害者差別解消法も、社会モデルの考え方に基づき、人々の意識を変え、社会のあり方を変えることを目指している法律と言えます。

ねが 【お願い】

すべての市民の皆様へ

南丹市には、多くの障がい者が生活しています。障害者手帳の所持者に限っても、合計で3100人（平成28年1月末現在）を超え、10人にひとりが障害者手帳を持っている計算になります。

また、現在、障がいのない人も、病気や事故、高齢化により、日常生活や社会生活で不便を感じ、様々な配慮を必要とすることが考えられます。

このように、障がい者は、決して特別な存在ではなく、共に南丹市で暮らす一員であり、障がいの問題は、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえる必要があると言えます。

よって、このガイドラインも、障がい者やその家族、支援者等だけのものではなく、市民全体で、障がいを理由とする差別をなくすことを考えていくために作成しています。

障がいのない人や事業者の皆様へ

障がい者と一口に言っても、その特性や程度は様々です。内部障がいや精神障がい（発達障がいを含みます。）の他、聴覚障がい、視覚障がいや知的障がいなど、外見からではわかりにくい障がいもあります。

障がいの特性や程度に応じて、求められる配慮の内容も様々ですので、配慮が必要な障がい者と接する際は、「何かお手伝いをしましょうか。」とお声かけください。

障がい者の皆様へ

障がいがあることを言い出しにくい状況もありますが、発言できる状況を整えた上で、障がい者（家族等を含みます。）自身も、自らの障がいのこと、求めている配慮の内容を具体的に伝えてください。

特に、障がいのない人や事業者から声かけがあった際には、相手方の「知りたい」「わかりたい」という思いに、こたえていくことが望まれます。

「知らないこと」「わからないこと」を障がいを理由とする差別につなげないためにも、障がい者の側からの積極的な情報発信をお願いします。

ガイドラインの対 象 分 野 と は ？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう にちじょうせいかつ しゃかいせいかつぜんばん ぶんや ひろ たいしょう
障害者差別解消法は、日常生活と社会生活全般にかかわる分野が広く対象
です。

このガイドラインでは、市民の皆様に、より具体的なイメージで理解してもら
うために、障がい^{しょう}を理由とする差別^{りゆう}（「不当な差別的取扱い^{さべつ ふとう さべつてきとりあつか}」と「合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の不提供^{ふていきよう}」）を、5つの分野ごとに記しています。

1 対 象 分 野

5つの分野は、いずれも市民生活に深くかかわるものです。

ただし、これらの分野はあくまでも例示であり、市民生活のすべてではありません。また、複数の分野にまたがることからもあります。あくまで、具体的にイメージしてもらえるように、市民生活の中から設定したものです。

なお、各分野の事例等の記載は、障がい者と事業者間のやり取りを想定して
います。

（行政機関である市の対応は、別途「職員対応マニュアル」で定める予定です。）

商 品 ・ サ ー ビ ス 分 野

障がい者が商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする場面

ここでのサービスには、有償無償を問わず、他の5分野におけるサービスを除く、市民生活にかかわるあらゆるサービスが含まれます。

たとえば、飲食、旅行、旅館・ホテル、公衆浴場、理容・美容などです。

福祉サービス分野

障がい者が福祉サービスを利用する場面

社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業）にかかわるサービス等が、福祉サービスに当たります。

たとえば、障害福祉サービス、介護保険サービスや保育サービスなどです。

公共交通機関分野

障がい者が公共交通機関を利用する場面

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第4項に規定する公共交通事業者等が、公共交通機関の事業者にあたります。

たとえば、鉄道事業者、路線バス事業者やハイヤー・タクシー事業者などです。

住宅分野

障がい者が居住用の不動産の取引を行う場面

不動産の売買や賃貸、貸借権の譲渡や貸借物の転貸が、不動産の取引にあたります。

医療分野

障がい者が医療を受ける場面

医療法第1条の2に規定する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手が行う医療にあたります。

2 留意事項

(1) 障がい者に対する情報保障

すべての人にとって、商品を購入したり、医療を受けたりする場合など、市民生活のあらゆる場面で、情報は日々の暮らしに必要な不可欠です。

特に、障がいの特性により、コミュニケーションが難しい障がい者への情報保障は重要です。

障がい者がサービスを利用する際には、手話を含む言語だけでなく、点字、音声、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、触覚など、情報提供やコミュニケーションに関する配慮が求められます。そのため、ガイドラインでは、「情報提供やコミュニケーションに関する」配慮を、具体的な場面に即してイメージできるように、それぞれの分野における望ましい合理的配慮の事例として記載しています。

(2) 雇用分野の取扱い

雇用の分野は、障害者差別解消法ではなく、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められているため、このガイドラインでも対象とはしていません。

(雇用の分野における、禁止される差別や合理的配慮の主な具体例については、国から差別禁止・合理的配慮指針が出されますので、そちらをご参照ください。)

1 不当な差別的取扱い

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として、正当な理由（せいとう）なく、商品（しょうひん）の販売（はんばい）若しくはサービス（サービス）の提供（ていきょう）を拒み（こば）、若しくは制限（せいげん）し、又はこれら（また）に条件（じょうけん）を付けること（つ）。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- 車（くるま）いすの使用（しよ）者が、施設（しせつ）の構造（こうぞう）上（じょう）問題（もんたい）がないのにもかかわらず、何（なん）の理由（りゆう）の説明（せつめい）もなく、入場（にゅうじょう）を断（ことわ）られる。
- 身体（しんたい）障害（しょうがい）者（しゃ）補助（ほじょ）犬（けん）法（ぽう）で定め（さだ）めがあるにもかかわらず、飲食（いんしょく）店（てん）等（とう）で、盲導（もうどう）犬（けん）等（とう）の補助（ほじょ）犬（けん）を同伴（どうはん）することを拒否（きよひ）される。
- 旅行（りょこう）中（ちゆう）で、観光（かんこう）船（せん）にグループ（ぐるーぷ）の人（ひと）たちは乗（の）れるのに、「視覚（しかく）障（しょう）がい者（しゃ）は危（あぶ）ないの（の）で乗（の）らないでください。」と（い）われ、乗船（じようせん）を断（ことわ）られる。
- 盲（もう）ろう者（ろう）がジム（ジム）の利（り）用（よう）申（しん）込（こ）み（も）に行（い）くと、「聞（き）こえる人（ひと）の同（どう）伴（はん）が必（ひつ）要（よう）です。」と（い）われ、利（り）用（よう）を拒否（きよひ）される。
- 聴覚（ちやうかく）障（しょう）がい者（しゃ）の親（おや）子（こ）が遊（ゆう）戯（ぎ）施（し）設（せつ）に行（い）った際（さい）に、「聞（き）こえない」こと（こと）を理（り）由（ゆう）にアトラクシオン（アトラクション）へ（へ）の乗車（じようしゃ）を拒否（きよひ）される。
- 理容（りよう）店（てん）で、障（しょう）がい（がい）の特性（ていせい）から、大（おお）声（こゑ）を出（だ）したり、急（きゆう）に動（うご）いたりする（する）こと（こと）がある（ある）ため（ため）、店（てん）長（ちやう）から「大（おお）声（こゑ）を出（だ）すなら、今（こん）後（ご）は来（き）ないで（い）ください。」と（い）われ、次（じ）回（かい）以（い）降（かう）の利（り）用（よう）を拒否（きよひ）される。

上記（じやうき）の事例（じれい）は、あく（あく）までも例示（れいじ）で、これら（これら）に限定（げんてい）されたもの（もの）ではありません（ではありません）。また、客観（きやくかん）的に（に）見（み）て、正当（せいとう）な理由（りゆう）が存（ぞん）在（ざい）する（する）場合（ばあい）は、不当（ふとう）な差（さ）別（べつ）的（てき）取（と）扱（かく）い（い）に該（がい）当（とう）し（し）ない（ない）もの（もの）が（が）ある（ある）と考（かんが）え（え）られ（ら）れ（る）ま（ま）す（す）。

【参考】身体障害者補助犬法

（定義）

第二条 この法律（ほうりつ）において「身体（しんたい）障害（しょうがい）者（しゃ）補助（ほじょ）犬（けん）」とは、盲導（もうどう）犬（けん）、介助（かいじょ）犬（けん）及（および）聴導（ちやうどう）犬（けん）をいう。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第九条 前二条（ぜんじゆう）に定め（さだ）めるもの（もの）のほか、不特定（ふとくてい）かつ多数（たすう）の者（もの）が利（り）用（よう）する施（し）設（せつ）を管（かん）理（り）する者（もの）は、当該（たうがい）施（し）設（せつ）を身（しん）体（たい）障（しょう）害（がい）者（しゃ）が利（り）用（よう）する場（ば）合（がい）に於（お）いて身（しん）体（たい）障（しょう）害（がい）者（しゃ）の同（どう）伴（はん）を拒（き）否（ひ）する（する）こと（こと）を拒（き）否（ひ）す（す）る（る）は（は）な（な）ら（ら）ない（ない）。た（た）だ（だ）し、身（しん）体（たい）障（しょう）害（がい）者（しゃ）の同（どう）伴（はん）に（に）よ（よ）り、当（たう）該（がい）施（し）設（せつ）に（に）著（しやく）しい損（そん）害（がい）が（が）発（はつ）生（せい）し、又（また）は（は）当（たう）該（がい）施（し）設（せつ）を利（り）用（よう）する者（もの）が著（しやく）しい損（そん）害（がい）を受（う）けるお（お）そ（そ）れ（れ）が（が）あ（あ）る（る）場（ば）合（がい）に（に）お（お）け（け）る（る）其（そ）の（その）他（た）の（の）や（や）む（む）を（を）得（え）ない（ない）理（り）由（ゆう）が（が）あ（あ）る（る）場（ば）合（がい）は（は）、こ（こ）の（この）限（かぎ）り（り）で（で）ない（ない）。

2 合理的配慮の不提供

商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

- 情報提供、コミュニケーションに関すること
 - 視覚障がい者への情報提供として、講演会等で、スライドだけでなく、音声で補足説明している。
 - 聴覚障がい者への情報提供として、講演会等で、手話通訳と要約筆記を用意している。
 - コミュニケーションボードを設置している。
 - 入口ドアに「耳マーク」を貼付し「耳が不自由なお客様に配慮したコミュニケーションが行える」ことが、入店前に分かるようにしている。
 - 入口にインターホンを設置し、呼び出しによって、一人で来店された視覚障がい者等への介添えのサービス等を行っている。
 - サービスカウンターに、聴覚障がい者が使用するためのハンドブックを配布している。
- その他
 - 商品の配列を考えて、車いす利用者が店舗内を移動しやすいようにする。
 - 障がい者の希望を聞いて、話し合った上で、火を使わない安全なメニューや食べやすいメニューを紹介する。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

福祉サービス分野

1 不当な差別的取扱い

障がい者を理由として、正当な理由なく、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

障がい者を理由として、正当な理由なく、本人の意に反して、福祉サービスの提供を行うこと。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- ・ ろうの子どもを保育園に入れたいと申請すると、「責任を持ってないから無理です。」と言われ、入園を拒否される。
- ・ 事業所にホームヘルパーを依頼する際、発達障がいであることを伝えると、「今いっばいです。」と言われ、利用を断られる。
- ・ 保育所で、障がいのある子どもの担当の先生がいたにもかかわらず、「危険です。」と言われ、校外学習への参加を断られる。
- ・ 施設に入所しているが、施設側と保証人となっている息子に自宅に帰ることを反対される。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

福祉サービスを利用する際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

のぞ とうりてきはいりよ じれい
【望ましい合理的配慮の事例】

- じょうほうていきょう かん
● 情報提供、コミュニケーションに関すること
 - けいやくしょ とうしよるい けいじぶつ とう
● 契約書、しおり等書類や掲示物にルビ打ちをしている。
 - りようしゃ しょう とくせい あ さぎょうこうてい か
● 利用者の障がい特性に合わせ作業工程をマニュアル化している。
 - しゃしん しょう しかくてき わ
● 写真・イラストの使用により視覚的に分かりやすくしている。
- た
● その他
 - くるくだうんする ばしょ せいしんてき ふあんてい ばあい
● クールダウンする場所、パニックや精神的に不安定になった場合でもリラックスでき
るよう静かな部屋、休憩室等を用意している。
 - しかくしょう しゃとう はいりよ じぎょうしよない もの はいち か
● 視覚障がい者等に配慮して、事業所内の物の配置をなるべく変えないようにしてい
る。

じょうき じれい れいじ げんてい じっし
上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を
もと がわ むせいげん ふたん もと かじゅう ふたん もと ばあい とう
求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合
りてきはいりよ ふていきょう がいとう
理的配慮の不提供に該当しません。

公共交通機関分野

1 不当な差別的取扱い

障がい者を理由として、正当な理由なく、公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- ・ タクシー乗り場で順番を待っていたところ、順番が来てタクシーのドアが開いて乗ろうとすると、理由の説明もなく、車いすだからと乗車を拒否される。
- ・ 知的障がい者が、バスの運転手から「乗らないでください。」と言われ、乗車を拒否される。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

公共交通機関を利用する際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

- 情報提供、コミュニケーションに関すること
 - ・ ホームに、列車案内装置を設置している。
 - ・ 案内サインを大型化している。ピクトサイン（案内用図記号）でわかりやすく表示している。また、色覚障がい者に配慮した色の組み合わせにしている。
 - ・ 駅に点字案内板や触知図を設置している。

● その他

- ・ 職員が、車いす利用者に対して、乗降口とホームの間に介助用スロープ板を渡し、乗降の介助を行っている。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

住宅分野

1 不当な差別的取扱い

障がい者を理由として、正当な理由なく、住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- 障がい者が母親とふたり暮らししていたところ、母親がなくなり、単身生活になる。それに伴い、不動産管理会社より障がい者の単身入居を理由に賃貸住宅から出てほしいと言われる。
- 親の会等の支援者団体がグループホームとして、住宅を借りようとしたが、精神の病気とわかると契約時に大家さんに断られる。
- 視覚障がい者が、火の用心のためという理由でアパートへの入居を断られる。
- 入居のための審査で精神疾患を理由に入居を拒否されたり、精神疾患を理由に保証人の数を増やされたりする。
- 筆談によるコミュニケーションができるにもかかわらず、契約手続きができないとして、売買等の契約を拒否する。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

居住用の不動産の取引を行う際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

のぞ とうりてきはいりよ じれい
【望ましい合理的配慮の事例】

- じょうほうていきよう かん
情報提供、コミュニケーションに関すること
 - しかく ちょうかくしょう しゃとう けいやくてつづ けいやくしょ じゅうようじこう
視覚・聴覚障がい者等と契約手続きをすすめるにあたって、契約書や重要事項
せつめいしょう せつめいしょう よ あ ひつだんとう せつきよくてき かつよう
説明書等について、読み上げや筆談等を積極的に活用している。
 - しょう しゃ たいきよ もう で さい てつづ とう じぜん しよめん こうとう
障がい者から退去の申し出があった際に、手続き等について、事前に書面や口頭で
じゅうぶん せつめい ひつだんとう そうだんとう おう ひつよう おう しんぞく しえんしゃとう
十分な説明をしたり、筆談等で相談等に応じたり、必要に応じて親族や支援者等の
かんけいしゃ れんらく
関係者に連絡したりしている。

じょうき じれい れいじ げんてい じっし
上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を
もと がわ むせいげん ふたん もと かじゅう ふたん もと ばあい
求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、
とうりてきはいりよ ふていきよう がいとう
合理的配慮の不提供に該当しません。

1 不当な差別的取扱い

障がい者を理由として、正当な理由なく、医療の提供を拒み、若しくは制限し、
又はこれに条件を付けること

【不当な差別的取扱いとなりうる事例】

- ベッドの上うへに一人ひとりで乗ることができないため、診察を断られる。
- 知的障がい者が暴れたり、泣いたり、大声を出したりするため、次回以降の診療を断られる。
- 車いすくるまで病院びょういんに行くと、障がいがあることや土足禁止を理由に診療を拒否される。
- 視覚障がい者が病院に行く際に付き添いを求められる。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

2 合理的配慮の不提供

医療を受ける際に、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

【望ましい合理的配慮の事例】

- 情報提供、コミュニケーションに関すること
 - 筆談による受付や診察を行っている。
 - 受付では、ゆっくりと大きな声で話すように心がけている。
 - 精神障がい者の診療では、時間をかけて丁寧に説明し、不安を与えないようにしている。

- 院内放送での重要な情報は、電光表示や文字表示等でも知らせている。
- 病院ボランティア等による必要部署への誘導を行っている。

● その他

- バリアフリー化に努めているが、建物が古く完全ではない。段差のある箇所については、職員が介助を行っている。
- 肢体不自由の障がい者、視覚障がい者には検診ルートに職員が付き添っている。
- 配慮が必要な人の情報は、電子情報で共有して、対応できるようにしている。

上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

しみん

市民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

- ☆ 障がいのある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。
- ☆ 電車やバスの優先座席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。
- ☆ 電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先座席でなくても席をゆずる。
- ☆ 視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。
- ☆ 車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。
- ☆ デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。
- ☆ 駐車場の「障がい者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。
- ☆ 盲導犬など身体障がい者補助犬の役割を理解し、補助犬の邪魔になることはしない。
- ☆ 車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

障がいのあるみなさんの声を聞かせてください

障がいを理由とする差別で困った時などは、まず南丹市の担当窓口(本庁:社会福祉課、各支所:市民生活課)にご相談ください。そこで解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口につながります。また、それぞれの関係機関と連携する「障害者差別解消支援地域協議会(南丹市地域自立支援協議会)」の設置など地域ぐるみのネットワークづくりもはじまっています。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

平成28年3月（初版）

平成30年3月（改訂）

なんたん し しょうがいしゃき かんそうだんし えん
南丹市障害者基幹相談支援センター

〒622-8651 なんたん し そのべちょうこざくらまち 南丹市園部町小桜町47 (なんたん し ふくしじ むしよない 南丹市福祉事務所内)

☎ 0771-68-0007

FAX 0771-68-1166

なんたん し やくしよ ほんちょう しゃかいふくしか
南丹市役所(本庁)社会福祉課

☎ 0771-68-0007

FAX 0771-68-1166

なんたん し やくしよ やぎししよ しみんせいかつか
南丹市役所(八木支所)市民生活課

☎ 0771-68-0022

FAX 0771-42-5616

なんたん し やくしよ ひよしししよ しみんせいかつか
南丹市役所(日吉支所)市民生活課

☎ 0771-68-0032

FAX 0771-72-1005

なんたん し やくしよ みやまししよ しみんせいかつか
南丹市役所(美山支所)市民生活課

☎ 0771-68-0041

FAX 0771-75-0801

